

2020 年度 明星大学心理相談センター活動報告

小嶋嘉子 明星大学心理学部 津里なおみ 明星大学心理相談センター

I はじめに

明星大学心理相談センター（以下、当センター）は、1990年に開設された、明星大学人文学部心理・教育学科（心理学専修）附設心理相談室を前身として、2001年に設置された。2002年からは明星大学大学院人文科学研究科心理学専攻臨床心理学コースが臨床心理士資格認定協会「第1種指定大学院」として認定され、地域に貢献する臨床の場、大学院生の教育研修期間の場として発展してきた。また、2017年に施行された公認心理師法を受け、明星大学心理学部心理学科では、2019年度より公認心理師の養成カリキュラムを実施している。これに伴い、当センターは従来の臨床心理士に加え、公認心理師を育成するための臨床実習を担っている。

2017年度に心理学部が誕生し、2020年度には、大学院心理学研究科心理学専攻が発足した

（前身は人文学研究科心理学専攻）。2020年度の心理相談センターのスタッフは、事務職員4名、学科教員6名、特任教員4名、検査相談員1名、実習指導員2名に加え、教育・指導を受けながら臨床実習に携わる心理学専攻の大学院生（研修員）、大学院修了生である研究員で構成されており、相互に連携を行いながら運営されている。

2020年度は、周知のとおり新型コロナウイルス感染蔓延の状況の中、その対応に迫られた1年だったといえる。以下に当センターにおける2020年度の活動の概要について報告する。

II 相談活動

1 面接形態

当センターでは、形態によって面接を以下のように分類している。その分類と内容は以下のとおりである。

表1 面接の形態

分類名称	含まれるもの	内容
個人面接	カウンセリング（成人）	子どもの心理的、発達上の問題について子ども自身への援助や保護者への助言（親子相談）と、主に成人以降の方を対象にしたカウンセリング
	親子相談	
集団面接	フリースペース：じゃんぼ	主に小・中学生の不登校の子どもたちへの居場所の提供及び集団を通じた援助
心理検査	様々な心理検査、発達検査	

2 面接回数

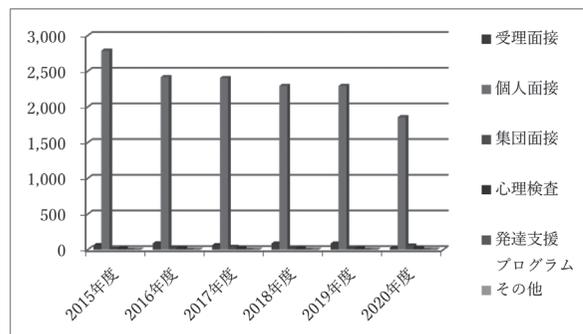
当センターでの6年間（2015年度から2020

年度）の年間総面接回数の推移を表2に示した。またそれをグラフ化したものが図1である。

表2 面接回数の推移

内訳		年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受理面接			64	88	63	86	101	25
個人面接	カウンセリング・親子相談		2,789	2,416	2,404	2,294	2,416	1,855
集団面接	フリースペース		11	30	40	23	70	58
心理検査			23	27	25	25	27	25
発達支援プログラム	学習支援・アセスメント外来		—	—	—	—	—	—
その他	コンサルテーション等		0	0	0	0	0	0
合 計			2,887	2,561	2,532	2,428	2,614	1,963

図1 面接回数の推移（グラフ）



2020年度は、例年に比べ、個人面接、集団面接が7割から8割に減少している。受理面接は昨年度の4分の1、平均的な年度に比べても3割ほどに減少している。この受理面接数の減少は、例年新規申し込みが増える時期に、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、当センターが閉室となったことの影響や（2020年4月13日から6月2日まで；この間明星大学では登校禁止期間となっている）、前年度からの引継ぎのケースが比較的多かったこともあり、研修員（大学院生）の担当ケースが増加したことや、感染拡大防止の観点から、新規面接申し込みを原則停止したことの影響によるものである。実際の個人面接、集団面接が前年度の8割であるのは、継続面接は閉室期間以外例年通り行われていたからで

ある。また、利用者の方々が状況を鑑み、来室を控えられたり、また発熱、風邪症状のある場合は利用者もセンタースタッフも、来室しないように、という新型コロナ感染対策を徹底したためであると考えられる。

次に、面接形態によって分類された月別面接回数を表3に示す。登校禁止期間が明けた6月に新規申し込みを受け付けたため6月に増加し、先に述べたように、研修員（院生）担当ケース増加と新型コロナ感染拡大第2波を受けて新規継続面接の申し込みを原則一旦停止したことによって受理面接回数は減っている。その間も心理検査の需要はあり、継続的に検査相談員による検査は実施している。個人面接、集団面接は登校禁止期間以外、ほぼ例年よりやや少なめで推移している。

登校禁止期間に面接が行われているのは、当機関が利用者の精神的な支援を提供するという役割のため、教員の監督のもと感染対策を行いながら継

続面接を行っていたためである（当センターでの感染対策については後述する）。

表3 2020年度 面接形態および月別面接回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受理面接	1	0	6	2	2	2	4	0	7	1	0	0	25
個人面接	61	35	188	209	192	183	206	165	138	152	168	158	1,855
集団面接	0	0	8	11	4	6	5	5	5	4	4	6	58
心理検査	1	0	2	4	2	2	2	3	2	3	2	2	25
合計	63	35	204	226	200	193	217	173	152	160	174	166	1,963

3 来談者

2020年度の新規来談者の年齢別・性別の内訳を表4に示した。例年と変わらず、大学生、成人（19歳以上）の申し込みが多く、全体の45%を占めている。また次に多いのが小学生であるのも例年通りであるが、今年は男女比が総じて男性の方が多いのが特徴的であった。

新規来談者の来談経路は表5の通りである。す

で述べた通り、総件数は例年に比べて減ってはいるものの、来談経路として最も多いのは他機関からの紹介、学校からの紹介、相談員を知っている（前回の良い来談経験から再来に繋がっているケースが多い）、の3つの場合であり、3つ合わせると全体の90%を占めている。これは当センターが地域において、支援機関として信頼を得ていることを示している。

表4 2020年度 年齢別・性別相談件数（新規）

性別／年齢	就学前	小学生	中学生	高校生	*大成前	大学生・成人	合計
男	2	5	2	0	0	6	15
女	0	1	0	1	1	4	7
合計	2	6	2	1	1	10	22

* 18歳以下の大学生もしくは所属無し

表5 2020年度 新規来談者来所経路

相談経路	件数
他機関からの紹介	7
学校からの紹介	6
相談員を知っている	7
相談に来ている人からの紹介	0
ホームページ・電話帳で知って	0
知人から紹介	1
学内他部署からの紹介	0
その他	1
合 計	22

4 相談内容

新規来談者の相談内容は、18歳以下については表6に、19歳以上については表7に示した。

18歳以下の主訴については「発達のかたより」が最も多く、全体の50%を占めている。これは年々増加傾向にあったが、発達のかたよりについての世間一般の関心がより高まり、この問題にセンシティブになっていることを示していると思われる。また例年「不登校」は一定割合を占めていたが（前年度は20%に相当する8件）、今年度は0となっている。これは新型コロナウイルス感染拡大蔓延下という、特殊な状況であったことが関係して

いると思われる。非常事態宣言下での休校など、通学自体が難しい状況になったために、不登校が問題となりにくかったのではないかと考えられる。

19歳以上の主訴については、例年「子どもの問題」で来談される方が多かったが、前年度より漸減しており、2020年度は0件であった。近年、大人になってからその神経症的な悩みの背景に発達の問題が絡んでいるのではないかと、検査を希望して来談される方が増加傾向にある。

表6 2020年度 相談内容別件数（18歳以下・新規）

主 訴／年 齢	就学前	小学生	中学生	高校生	*大成前	合 計
発達のおくれ	1	0	0	0	0	1
発達のかたより (高機能自閉症・アスペルガー・LD・ADHD他)	1	4	0	0	1	6
不登校	0	0	0	0	0	0
集団不適應	0	1	1	0	0	2
非行・暴力	0	0	0	0	0	0
神経症的症状	0	1	1	1	0	3
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	2	6	2	1	1	12

* 18歳以下の大学生もしくは所属無し

表 7 2020 年度 相談内容別件数（19 歳以上・新規）

主 訴	件 数
子どもの問題（発達障害・不登校・問題行動・育て方など）	0
対人関係	2
家族関係	3
自分の生き方	2
神経症的症状	2
その他	1
合 計	10

Ⅲ スーパーヴィジョン

当センターでは、「研修員・研究員」制度を採用している。これは、本学心理学研究科心理学専攻博士前期課程在籍者を「研修員」、博士後期課程在籍者及び修了生を「研究員」として定め、研修員と研究員は、当センターに在籍して臨床および研修活動を継続する制度である。2020 年度の研修員・研究員の在籍者数は表 8 の通りである。

研修員・研究員は原則として専任教員または特任教員から 1 セッションごとに 1 回（50 分程度）のスーパーヴィジョンを受けることになっている。またこの他に卒後教育の一環として、博士前期課程・後期課程修了生及び研究員が当センター外で行っている臨床実践についても、希望者には有料で特任教員がスーパーヴィジョンを行っている。前者を「学内」、後者を「学外」として表 9 に月別のスーパーヴィジョンの実施回数を示した。

2020 年度のスーパーヴィジョン実施件数は 812 件であり、前年度の 1074 件に比べて 2 割程度の減となっている。これは、緊急事態宣言下での 4 月～6 月の登校禁止期間に当センターが閉室したことが大きく影響している。実際 4 月 5 月の件数は去年の 15% ほどになっている。その後、新型コロナウイルス感染予防対策を行い、センター業務を再開し、スーパーヴィジョンも遠隔会議などのシステムを利用しつつ、研修機会の確保に努め、

実施件数は例年程度に回復している。

スーパーヴィジョンとは

公認心理師、臨床心理士として臨床の場に出て専門家として機能するためには、特に初学者の期間、臨床家としての基本姿勢を学ぶ必要がある。傾聴、共感、というような基本姿勢は、頭で理解しているつもりになっていても、現実に来談者を前にした時に実践するのはなかなか難しい。さらに来談者の本質的なニーズを掘んで支援するのは、より心理職の得意とするところでなくてはならないが、それがさらに難しい。表面的に示される要支援者のニーズの背景に何があるのか、それをアセスメントして多職種連携の中で支援に生かせるのが、心理職の強みなのである。公認心理師制度が発足し、他領域に亘る多職種協同の必要性が強調されているが、心理職としての専門性を保ってこの中で機能するのはこの基本姿勢があった上で成り立つことであると強調しておきたい。

表 8 研修員・研究員在籍数

	人数
研修員	21 名
研究員	34 名
合計	55 名

表9 研修員、研究員、修士・博士課程修了者に対するスーパーヴァイズ回数（1回50分～60分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学内	16	6	74	93	75	76	86.5	70	70.5	54	69	75	765
学外	0	0	4	5	4	3	5	6	2	4	7	7	47
合計	16	6	78	98	79	79	91.5	76	72.5	58	76	82	812

IV 年間事業報告

2020年度に行われた事業を表10に示す。「センター事業関係」には、センターの運営に関わる事業を、「ケースカンファレンス・地域貢献関係」には各種ケースカンファレンスと地域に向けて開催された事業を載せている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議室での密を避け、プライバシーへの配慮を徹底し、遠隔会議システム（Zoom）を用いて行っている。Zoomシステムを用い、合同・グループケースカンファレンスを17回、特別合同ケースカンファレンスを3回、実施している。

年度初頭には、特に博士前期課程の新入生が当センターでの実際の臨床活動を行う準備として「心理相談センターガイダンス」と「臨床オリエンテーション」を実施した。これも、新型コロナウイルス感染拡大の中での緊急事態宣言の中、登校禁止期間でもあったため、Zoomを用い、よりきめ細かく指導できるよう、小グループに分かれて行っている。

「心理相談センターガイダンス」では、心理臨床に関わるものとしての態度やマナーについての理解を深めてもらい、「臨床オリエンテーション」では、治療構造、守秘義務などの心理療法において重視される約束事の意味、ケースの捉え方などを学ぶことを目的としている。いずれもグループディスカッションを通して他者の意見を取り入れつつ、自ら考えることができるようになることを目的としている。また、秋のオリエンテーションでは、例年行っていた「リフレクティブトレーニング」やPICAGIPは、臨床感覚を豊かに

するトレーニングではあるが、1か所に実際に集合してやりとりすることが必要なため、蜜になりやすいという懸念があった。そのため2020年度はZoomシステムを用いたオリエンテーションを行った。来談者と専門家としてお会いしていくために、来談者が何のために来談し、心理療法を受けようとしているのか、来談者と心理療法の目標を共有しておく必要がある。フロイトはこれを「治療同盟」、と呼んだ。「治療契約」には外的な時間、空間、担当者という一定の枠組みを保障することと、この治療同盟を面接初期に締結しておくことが、その後の心理療法の流れで非常に大切である。当センターではインターカーである特任教員とのインテーク面接でこの治療契約がいったん結ばれるが、担当者である研修員・研究員もその治療契約を確認する必要がある。しかし、こういったインテークの構造からなかなかその意識が徹底されにくかった。そこで改めて今回遠隔システムを使った研修の機会に、小グループに分かれて治療契約についてディスカッションする機会を持った。

また、通常のケースカンファレンスのほか、外部講師を招聘してケース検討を行う特別合同ケースカンファレンスを3回開催した。今回はZoomでの開催であったが、通例であれば遠方であったり、と、来校が難しい先生方に、ケースを学ばせていただく機会を持たた。

対外的な活動として、2020年度は、東京海上日動メディカルサービス株式会社のEAPコンサルタント・高田俊博先生をお招きして、産業・労働場面における心理支援の現状についてご講演い

ただいた。Zoom 開催であったが、大勢の地域の方にご参加いただいた。オンラインでのアンケートにも積極的に回答いただき、大変好評であった。

その他、当センターの趣旨や活動の様子を地域に発信すべく、「センター便り」を季刊で発行している。

表 10 心理相談センター 2020 年度年間事業・活動報告

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
4 月	第 1 回センター会議 センターガイダンス (Zoom) 臨床オリエンテーション① (Zoom)	
5 月	第 2 回センター会議 (Zoom を交えて) 臨床オリエンテーション② (Zoom) 臨床オリエンテーション③ (Zoom)	第 1 回合同ケースカンファレンス (Zoom) 第 1 回グループケースカンファレンス (Zoom)
6 月	第 3 回センター会議 (Zoom) 第 1 回研修員会議 (Zoom)	センター便り第 14 号発行 第 2 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 3 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 4 回グループケースカンファレンス (Zoom)
7 月	第 4 回センター会議 (Zoom) 第 2 回研修員会議 (Zoom) 運営委員会 玩具類下見・発注	特別合同ケースカンファレンス (永井徹先生・Zoom) 第 5 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 6 回グループケースカンファレンス (Zoom)
8 月	センター大掃除① センター大掃除②	第 7 回グループケースカンファレンス (Zoom)
9 月	第 5 回センター会議 (Zoom) 第 3 回研修員会議 (Zoom) 秋の臨床オリエンテーション① (Zoom) 秋の臨床オリエンテーション② (Zoom)	センター便り第 15 号発行
10 月	第 6 回センター会議 (Zoom) 第 4 回研修員会議 (Zoom) 運営委員会 (Zoom)	第 8 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 9 回グループケースカンファレンス (Zoom) 公開講演会 (高田俊博先生・Zoom ウェビナー) 特別合同ケースカンファレンス (乾吉佑先生・Zoom)
11 月	第 7 回センター会議 (Zoom) 第 5 回研修員会議 (Zoom)	第 10 回グループケースカンファレンス (Zoom) 特別合同ケースカンファレンス (平野直己先生・Zoom)
12 月	第 8 回センター会議 (Zoom) おもちゃの現地研修 (第 6 回研修員会議中止)	第 11 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 12 回グループケースカンファレンス (Zoom)
1 月	第 9 回センター会議 (Zoom) 第 7 回研修員会議 (Zoom) 玩具類下見・発注	第 13 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 14 回グループケースカンファレンス (Zoom)
2 月	第 10 回センター会議 第 8 回研修員会議 (Zoom)	FD 研修会 (竹内康二先生・Zoom) 第 15 回グループケースカンファレンス (Zoom) 第 16 回グループケースカンファレンス (Zoom)

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
3月	第11回センター会議 (Zoom) 第9回研修員会議 (Zoom) センター大掃除	
年間	センター会議 11回 研修員会議 8回 おもちゃの現地研修 1回 運営委員会 2回 センターガイダンス 1回 臨床オリエンテーション 5回 研究紀要No14発行 1回 玩具類下見・発注 2回 センター大掃除 3回	合同・グループケースカンファレンス 17回 特別合同ケースカンファレンス 3回 公開講演会 1回 センター便り発行 2回 FD研修会 1回

V 新型コロナウイルス感染予防対策として

2020年度の活動を報告する上で、避けて通れないのが、上述の記載にも何度かあるように、新型コロナウイルス感染予防対策であった。

2020年4月7日から5月25日まで、第1回目の緊急事態宣言が東京に出された。それを受けて、明星大学は学生が4月6日（教職員は13日）より6月2日まで登校禁止となった。そのため、緊急性の高い場合を除いて、当センターは原則、4月13日より6月2日まで閉室され、その間の面接活動はほとんどなかったのは上述Ⅱ相談活動での報告通りである。

しかし当機関は、地域支援と、また公認心理師・臨床心理士養成のための実習機関としての役割も担っている。限られた2年間の中で大学院生が実習機会を持たないまま臨床現場に出ていくことになるリスクも大きい。加えて、感染拡大の状況下で、公認心理師・臨床心理士の実習に必要な時間について、どうなるのかという状況が見えない中であったため、大学院生の実習時間が減ることを避けるため、当センターでは閉室中もどのように再開するのが良いのかについて検討を行い、以下のような感染対策を行いつつ、センターの臨床

活動の継続をすることとなった。

1. センタースタッフ・来談者の体調の報告義務
図2～4に示すように、センター来所者には体調不良の際に来所を控えるようお願いしている。またスタッフは来所前に検温し、来談者も来所時受付で非接触式の体温計で体温測定をし、37.5度以上の熱がある場合、面接を控えていただくこととした。
また、毎回研修員、研究員は、図4に示した感染チェックリストをチェックし、提出することになっている。
2. 消毒の徹底 図3のポスターに「当センターでの取り組み」として、共有する機器・用具の消毒についての基準を提示した。
3. マスク着用：来談者もセンタースタッフもすべて、センター内ではマスクの常時着用必須とした。
4. プレイセラピー（親子相談の子どもの個別面談）の時間短縮

プレイセラピー中に使った玩具や触れた道具などを全てアルコール消毒する時間を考慮し、プレイセラピーの時間を50分から40分にする事とした。

5. 面接室の窓開けと、(プレイセラピー以外の 図2、3は、上記の対策の徹底のために、当センター内に掲示したポスターである。図4は上記1に示したチェックリストである。

図2 センターご利用にあたってのお願い (ポスター)

【心理相談センター利用にあたってのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当センターご利用にあたり、以下の点にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 体調の悪い場合、当日の来室はご遠慮ください。具体的には **37.5度以上の熱がある場合 (平熱を勘案します)、風邪の症状がある場合は来室をご遠慮ください。**
2. 来談当日、事前に自宅で検温してきてください。また、当センター受付時に検温させていただきます。37.5度以上 (平熱を勘案する) ありましたら、その日の面接はご遠慮ください。その場合料金はかかりません。
3. 過去2週間の間に接触した中に、感染者や濃厚接触者がいらっしゃる場合、来室はご遠慮ください。
4. 待合室では同行者以外の方とは2m以上の間隔をあけるようにしてください。予備の待合のお部屋 (117号室会議室) もご利用ください。
5. 心理相談センター来室時は、特別な事情がない限り、**常時マスクを着用してください。**
6. 来室時、面接後、プレイセラピー後と、セラピー中の箱庭の使用前後に、手指の消毒 (または手洗い) にご協力ください。
7. プレイルームでは窓を開けて換気をいたしますので、ご了承ください。(全てのお部屋は厚生労働省の基準にのっとった、十分な換気量を確保しております)
8. 面接前の、感染防止のためのチェックリストの記入にご協力ください。
9. 面接後、万一体調をくずされることがありましたら、必ず当センターまでその旨ご報告ください (開室時間外は留守番電話にお名前とその旨を伝えるメッセージをいれてください。個人情報ですので秘密は厳守されます。)

図3 当センターでの取り組みについてのポスター

【当センターでの感染防止のための取り組み】

1. 担当者、センタースタッフともに、体調がすぐれない場合、風邪の症状がある場合、検温し、37.5度以上の熱がある場合は来室を控えます。身近に感染者、濃厚接触者がいる場合も来室を控えさせていただきます。
2. 面接後、プレイセラピー後は、触れたもの全てを消毒させていただきます。
3. センタースタッフはマスクを着用し、手指消毒を徹底しております。
4. 共用部分 (券売機のスイッチ、コピー機とシュレッターのスイッチ、電話、面接室とプレイルーム、職員の部屋、トイレのドアノブ・電気スイッチ、面接室のテーブル・椅子の手すりなど) の消毒を1日最低1回は行っております。
5. 筆記具など共有するものは最小限にして常に消毒し、担当者は個人専用の筆記具を使っております。
6. 全ての部屋は厚生労働省の基準の換気量を満たしております。
7. お手洗いの液体せっけんは消毒効果の高いものを使用しております。

図4 感染予防のためのチェックシート

Th氏名 _____ **教員・指導員・研究員・研修員 (いずれかに○)**

実施日時 _____ **月 日 時～** _____ **クライアント No.** _____ **使用した部屋** _____

検温
 当日出かける前/来所時間 (いずれかに○) 37.5度未満であった CI TH

体調
 過去2週間、発熱・倦怠感・咳・喉の痛み・下痢・嗅覚味覚異常など自覚症状がない CI TH

マスク
 面接前から、終了時まで、常時マスクを着用していた CI TH

身内・身近な感染者*
 ① 過去2週間に接触した人の中に、感染者や濃厚接触者がいない CI TH
 *濃厚接触者の定義は、国立感染症研究所感染症疫学センターの4月20日の定義。(家族、長時間同空間、患者運搬・処置、汚染物質接触、マスクなしで1m以内15分以内)

人間の消毒
 ① クライアントが、来所時(何も触る前に)、手指消毒した CI
 ② プレイセラピーの前後、手指消毒を行った プレイセラピーではない CI TH
 ③ 箱庭は触る前と後に手指消毒を行った 箱庭使用はない CI TH

物の消毒
 プレイセラピーで使用した物を全て消毒した プレイセラピーではない

距離 *プレイセラピーでは②、③は問わないが、目鼻口に直接飛沫感染が起きないように十分注意すること。
 ① 待合室で、他のクライアントと2m以内に同席していなかった
 ② 面接中の互いの距離が2m以上離れていた プレイセラピーである
 ③ 面接は対面ではなく角度をずらしていた プレイセラピーである

換気
 換気扇をつけた状態で面接を行った
 部屋の窓かドアか所以上を開けた状態(5cm程度)で面接を行った

◎その他特筆すべき報告事項

感染リスクに関して特筆すべき事項がある場合は、どんなことでもご記入ください。(ex.面接の途中でCIが一時的にマスクをはずして話をした、プレイルームで消毒不能な場所があった、など。これは万が一感染が疑われた場合に重要な情報源になり、今後の感染防止対策をより有効なものにするために役立ちますので、ご協力をお願いいたします。)

VI おわりに

当センターの設立から19年が経過し、その間にセンターのシステムや相談内容も少しずつ変化してきた。地道で堅実な臨床活動と指導を行ってきたことで、近隣の学校や医療機関等から多くの紹介をいただけるまでに、地域の信頼を得られた

と考えている。2020年度は閉室期間があったことで、新規申し込み停止が例年より長かったにも拘らず、申し込み開始までお待ちいただいたくなど、当センターの地域での必要性を痛感する1年ともなった。

2020年度は新型コロナ感染拡大の中で、来談

者や、研修員・研究員をはじめ当センタースタッフを感染から守りつつ、臨床活動をどう続けていくか、ということにエネルギーを費やした1年でもあった。西ら(2021)¹は、心理臨床家に対する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響をアンケート調査したが、その結果を見ると、特に臨床心理面接については8割の人が何らかの形で影響があったと答えており、また様々な枠組みの変化が強いられることになっていたと述べている。具体的な影響として、中断や中止が48.6%、電話への変更が25.4%、オンラインへの変更が13.3%であった。当センターでも、閉室期間の間はやむを得ず心理面接は中断となった。オンラインへの変更についても検討事項には挙がったが、まず子どもとの面接(プレイセラピー)では難しいこと、臨床心理面接の基本姿勢を、初学者である研修員(大学院生)が学ぶことの重要性を鑑みて、感染対策をしつつ対面での臨床実践を続けることとした。しかし、今回のような大きな環境の変化によって、心理面接自体の枠組みも変化が迫られる可能性があることは我々も心に留めておかなければならないだろう。実際2021年度は、遠隔でのカウンセリングの試みについて様々にその効果や問題点が検証されるようになってきている。

国家資格である公認心理師が誕生し、当センターもその養成機関としての役割を担うようになった。この制度が発足して、多職種協同で援助者を支援するチームアプローチに焦点が当たるようになったが、心理臨床家に必要な視点はなんらかわらない。心理職としての専門的な視点を、どうチームアプローチに生かしていくかがより問われるようになるだろう。

公認心理師法では、公認心理師に求められる業務について、以下のように定めている。

.....
保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、

1. 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
2. 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
3. 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
4. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

(公認心理師法 第2条)

.....
多職種がその多様な専門性から被援助者を支援するとき、心理臨床家としての専門性を発揮するには、人の心理について、深い専門的理解がなければ、観察するにも何を観察するかもわからないだろうし、その結果も分析できない。心理の専門家としての助言もできないだろう。一人ひとりの「こころ」に丁寧に関わっていくこと、そこから得られる理解——人のこころはなかなか簡単にはわからないものだという理解も含めて——と、その関わりを通じて生み出されていく成長促進的な変化を、初学者はまず体験して学んでいく必要がある。そういった人のこころについての理解を礎にして、援助者チームの中で、現実的な要請とどう結びつけて考えることができるのか、それが我々心理の専門職に求められていることなのである。

引用参考文献

- 1 西見奈子・高橋靖恵・上田裕也・西岡小春・浦田晃正・星野修一(2021) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が心理臨床業務に与えた影響—緊急事態宣言直後のアンケート調査から 精神療法 Vol.7 No.2